

令和4年9月

お客さま各位

朝日信用金庫

当座勘定規定・手形用法・小切手用法の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます

さて、全国銀行協会では、これまで全国各地で金融機関間の手形・小切手交換を行ってきた手形交換所を電子化し、令和4年11月4日に電子交換所を設立・稼働します。これに伴い、当座勘定規定・手形用法・小切手用法を一部改定いたします。

お客さまのお手続き方法に変更はありませんが、手形・小切手の発行・記入に際してご留意いただく点がありますので新旧対照表をご参照いただきますようお願いいたします。

併せて、朝日信用金庫ホームページの「主な預金規定のご案内」に改定後の当座勘定規定・小切手用法・約束手形用法・為替手形用法を掲載していますので、ご確認お願い申し上げます。

記

1.改定となる規定と改定日

- ・令和4年9月12日 小切手用法、約束手形用法・為替手形用法
- ・令和4年11月4日 当座勘定規定

2.主な改定内容

(1) 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法

- ・チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ・使用可能文字を一覧化して追加
- ・金額欄、銀行名への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額復記または訂正等の記載被りを禁止する規定を追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号）の追加

(2) 当座勘定規定

- ・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

以上

当座勘定規定新旧対照表（一般当座用）（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②（同左）</p>	<p>・ 現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡し</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>・ 現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行</p>

新	旧	備 考
<p><u>てください。</u></p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>④ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>を機に規定化するもの。</p> <p>・電子交換所規則第35条で、持出銀行は支払日から3か月間は支払銀行からの請求に応じて手形現物を交付する義務がある(電子帳簿保存法の要件を満たして手形現物を破棄する場合でも3か月は保存しておく)と規定。それを踏まえ、当座取引先の関係において3か月経過後の取扱いを当座勘定規定で定めるもの。</p>
第17条 (印鑑照合)	第17条 (印鑑照合)	

新	旧	備 考
<p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規程および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ (同左)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所からダウンロードする画像（イメージデータ）により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加。 ・同上
<p>(削除)</p>	<p>第30条（個人情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由があっても生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行個人情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う

新	旧	備 考
	<p>事由の場合のみ6か月間) 登録し、同センターの加盟会員並びに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。 	<p>改正（廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日（金））。</p>

以 上

小切手用法（一般当座用）新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による復記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず、<u>楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の復記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による復記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所システムの仕様（JIS 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ使用可能文字を一覧化して追加。 ・電子交換所システムの仕様（カンマがない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ追加。 ・電子交換所システムのOCR 読取精度を高めるため、誤読要因である読取対象箇所へのメモ書き・記載被り等を禁止。
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4			5		6		7		8		9		10		100			1,000			10,000			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

約束手形用法新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備考
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による復記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の復記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による復記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所システムの仕様（JIS 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ使用可能文字を一覧化して追加。 ・電子交換所システムの仕様（カンマがない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ追加。 ・電子交換所システムのOCR 読取精度を高めるため、誤読要因である読取対象箇所へのメモ書き・記載被り等を禁止。
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>		<u>2</u>		<u>3</u>		<u>4</u>		<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>		<u>10,000</u>								
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	伍	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

No. _____		約束手形		No. _____	
収 入 印 紙	金 額			支払期日 令和 年 月 日	
				支払地	
				支払場所	
	上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします。 令和 年 月 日				
振出地 住所					
振出人					

為替手形用法新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備考
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による復記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の復記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による復記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所システムの仕様（JIS 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ使用可能文字を一覧化して追加。 ・電子交換所システムの仕様（カンマがない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ追加。 ・電子交換所システムのOCR 読取精度を高めるため、誤読要因である読取対象箇所へのメモ書き・記載被り等を禁止。
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4			5		6		7			8		9		10		100			1,000			10,000		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上